

帰還困難区域の復興・再生に向けた 政府の取組について

令和4年3月

内閣府原子力被災者生活支援チーム

帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組

<政府方針>

※「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針【2021年3月9日】（抜粋）

- 帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、まずは、6町村の特定復興再生拠点区域について、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、各区域の目標期間内における避難指示解除に向けて、国、県、町村により適切に進捗を管理しつつ、家屋等の解体・除染やインフラ整備を実施するとともに、買い物、医療・介護等の生活環境整備、鳥獣被害対策の強化等の帰還環境整備を進める。



<これまでの取組と現状>

1. 帰還困難区域について、2020年3月のJ R常磐線開通にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部を解除。
2. 引き続き、2022年、2023年の同区域全域の解除に向けた取組を実施中。
(大熊町についても、2022年春の避難指示解除に向けた取組を実施中)

帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組（特定復興拠点区域外）

1. 地元から、**拠点区域外**への帰還・居住に向けて、避難指示解除の方針を早急に示してほしいと強く要望を頂戴。
2. 拠点区域外が各自治体の人口・面積に占める割合や帰還・復興の実情など、自治体ごとに事情が異なることを踏まえ、個別に各自治体の課題、要望等を伺いながら、検討。

(1) 帰還・居住に向けた対応

- 震災から10年が経過し、地元自治体からも、拠点区域外の方針提示を強く要望。
- 与党提言において、拠点区域外の自宅に帰りたいと思う住民の方々が一人残らず帰還できるよう、拠点区域外の避難指示解除に向け2020年代をかけて取り組みを進めるという方向性を提示。（2021年7月20日）
- 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する方針を、**今般、原子力災害対策本部にて決定**。
（2021年8月31日）

(2) 土地活用に向けた対応

- 拠点区域外を土地活用し、避難指示を解除してほしいとの要望あり。
- 地元自治体の土地活用への強い意向がある場合には、住民の安全の確保を前提として、拠点区域外の解除を可能にする、**新たな仕組み**（「土地活用スキーム」）を、原子力災害対策本部にて**決定済み**。
（2020年12月25日）

「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」

(2021年8月31日復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合決定) (概要)

(1) 拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進める。

- 【帰還意向確認】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。
- 【除染開始時期】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【除染範囲】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【予算・財源】 除染・解体は国の負担。
- 【その他】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【残された課題】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

(2) 帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、避難指示解除区域や拠点区域への帰還及び移住・定住を促進。

拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方を踏まえた今後の進め方

- **帰還の御意向については、複数回にわたり確認し、2020年代を通じて、御自宅に帰りたいと思われる方が帰還できるよう、取組を進めてまいります。**
例えば、地元自治体とよく相談し、2020年代をかけて、「**意向確認**」→「**除染**」→「**避難指示解除**」のサイクルを複数回行うことなどを想定しています。
- 御意向の**確認方法・進め方**などについては、**地元自治体ともよく御相談し、丁寧に進めてまいります。**帰還の御意向がある方について、併せて営農の御意向も確認いたします。
- 拠点区域外の**御自宅に帰りたいという御意向**を踏まえて、**地元自治体ともよく御相談し、帰還に必要な箇所の除染**を実施してまいります。
(例：帰還される方の御自宅に加え、生活に必要な道路を除染することなど)
- **除染の手法**については、**地元自治体ともよく御相談し、帰還される方の生活環境の放射線量を着実に低減**してまいります。
- なお、御意向の確認は出来るだけ速やかに、除染については、**特定復興再生拠点の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく（2024年度を目処）開始**できるよう、**地元自治体ともよく御相談し準備を進めてまいります。**

避難指示解除に向けた具体的な作業等については、今後、地元の皆様と御相談しながら具体化を進めてまいります。

拠点区域外の新たな政府方針に関する進め方のイメージ

<今後のプロセス（イメージ）>



意向確認については、手法含め、各自治体ともご相談の上で実施します。

地理的環境、周辺環境なども踏まえ除染範囲を検討します。進め方の詳細は各自治体ともご相談し、ご案内します。

検討された除染範囲をもとに、除染を実施します。

※ 帰還される方の御自宅に加え、生活に必要な道路を除染することなど、生活環境における放射線量を着実に低減し、安全・安心に万全を期す

<今後のスケジュール（イメージ）>

2021
年度
夏

政府
方針
決定



2030
年度

地元自治体とよくご相談し、「意向確認」→「除染」→「避難指示解除」のサイクルを、2020年代をかけて、複数回（第1期⇒第2期⇒…）行う